

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三次市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

三次市は、中国地方の中央に位置し、江の川、西城川、馬洗川という三つの大きな河川が合流する三次盆地を中心に、北部には中国山地に由来する急峻な地形、南部には起伏状の台地を形成しており、その豊富な自然条件のもと、米、野菜、果樹、畜産など、多岐にわたる農業生産活動が行われている。

しかしながら、農用地の多くは傾斜地に存在し、平地地域と比べて生産条件の格差が大きく、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農業・農村が持つ多面的機能、地域資源である農地・農業用施設等の維持管理が困難になりつつある。

このため、農業生産条件の格差を補正する取組、集落機能の低下を防止し、農業・農村の多面的機能、農地・農業用施設の維持推進を図る取組を行うことが必要である。

また、近年では、環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動が広がっており、環境保全効果の高い生産方式の推進を図る取組が必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進し、農業生産条件の格差を補正する取組、集落機能の低下を防止し、地域資源を適切に保全管理する取組、環境保全効果の高い農業生産方式を普及する取組を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	三次市	法第3条第3項第1から第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法に該当する三次市全域

イ 対象農用地

(イ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。